

国民健康保険からのお知らせ

新しい高齢受給者証をお送りします

高齢受給者証をお持ちの70歳から74歳までの方へ、現在発行しています高齢受給者証の有効期限は、**平成28年7月31日**までとなっています。平成28年8月1日以降の高齢受給者証は、平成27年中の所得で負担割合を計算し直し、平成28年7月下旬に普通郵便にてお送りします。

なお、3割負担以外の方は、一部負担金の割合の欄に平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えられた方については、「2割(特例措置により1割)」と記載しておりますので、これまでどおり窓口負担は1割のまま変わりません。平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎えられた方は、**窓口負担が2割**になります。



国民健康保険特定疾病受療証をお送りします

現在発行しています国民健康保険特定疾病受療証は、有効期限が**平成28年7月31日**までとなっています。平成28年7月下旬に新たな有効期限(平成28年8月1日から平成29年7月31日まで)の国民健康保険特定疾病受療証を普通郵便にてお送りします。この受療証は自動更新ですので、手続き等は必要ありません。

限度額適用認定証・標準負担額減額認定証をご存知ですか？

入院される(された)場合、この認定証を医療機関に提示すると、窓口での支払が一定の限度額にとどめられます。認定証は入院のみではなく外来受診でも適用されます。窓口での支払限度額は高額療養費の限度額となります。

住民税課税世帯(70歳未満のみ)……医療費のみ窓口負担が限度額にとどめられます。
住民税非課税世帯(70歳以上も含む)…医療費の窓口負担額が限度額にとどめられ、
食事代も減額が受けられます。

※差額ベッド代など保険適用外の費用には適用されません。

申請に
必要なもの

- ①保険証
- ②印鑑(認印)
- ③窓口に来られる方の本人確認書類
- ④世帯主と限度額認定証が必要な方のマイナンバーのわかるもの

※既に交付済の方は、有効期限が平成28年7月31日までとなっておりますので、8月以降も必要な方は、再度申請が必要となります。8月以降分につきましては、**7月20日(水)**より発行できます。

限度額適用認定証を利用すると、高額療養費の限度額までのお支払いとなりますが、世帯合算等により高額療養費の支給対象となる場合もあります。限度額や高額療養費の有無については健康推進課国保年金班までお問い合わせください。

● 問い合わせ先 / 健康推進課 国保年金班 ☎82-4147